

中部地区会規約 改定

現行	改定	改定理由
<p>第7条（選出） 役員は下記の方法で選出する。 1. 会長 別に定めるブロック順に持ち回りとする。 再任はさまたげない。 副会長 次期会長選出ブロックより選出する。 監事 残りのブロックより選出する。 総会で承認する。</p>	<p>第7条（選出） 役員は下記の方法で選出する。 1. 会長: 会員より選出。立候補者なき場合は別に定める輪番にて選出。 再任はさまたげない。 2. 副会長: 会長施設以外の会員から選出。 3. 監事: 会長、副会長、会計担当幹事の施設以外の会員から選出 総会で承認する。</p>	<p>1. 県技師会の理事選出と絡み、各ブロックの施設数及び会員数の変化によりブロック順の持ち回りに障害をきたした。 平成25年12月5日の技師会役員選出代表者会議において、ブロックの概念を廃止し、新設した輪番に県技師会組織理事（現実には地区会長）を含めた。 2. 監事は3役施設以外のほうが望ましい。</p>
<p>2. 幹事 a. 別に定める各ブロックより選出するもの 若干名 b. 会長の指名するもの 2名</p>	<p>2. 幹事 a. 会員・準会員から選出 若干名 b. 会長の指名するもの 2名</p>	<p>上記1理由</p>
<p>3. 本会を次の3ブロックに組織する。 清水ブロック……静岡市清水区 静岡ブロック……静岡市駿河区、静岡市葵区 志太榛原ブロック……志太郡、藤枝市、焼津市、島田市、榛原郡、牧之原市</p>	<p>3. 削除</p>	<p>上記1理由</p>
<p>第8条（会長） 2. 会長は下記ブロック順に選出する。 第1 志太榛原ブロック 第2 静岡ブロック 第3 清水ブロック 第4 静岡ブロック</p>	<p>第8条（会長） 2. 削除</p>	<p>上記1理由</p>
<p>第12条 本会には次の会議を置く。 1. 総会 2. 幹事会 3. ブロック会 4. その他会長の招集する会</p>	<p>本会には次の会議を置く。 1. 総会 2. 幹事会 3. ブロック会（削除） 3. その他会長の招集する会</p>	<p>上記1理由</p>